

令和3年5月 14 日	資料 1
第1回 歯科口腔保健の推進に係る 歯周病対策ワーキンググループ	

歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ 開催要綱

1. 目的

歯周病は成人の約7割が罹患しており、平成28年歯科疾患実態調査によると、歯肉に所見のある者の割合は減少しているが、進行した歯周病のある者の割合は改善していない状況にある。歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価においても、歯肉炎・歯周炎を有する者の割合は改善が見られず、更なる実態把握及び対策の検討が必要と指摘されている。

糖尿病や循環器疾患などの全身疾患と歯周病の関係が指摘されるなど、口腔の健康と全身の健康が注目されており、特に歯周病対策は健康寿命の延伸を図る上でも重要となっている。

こうした背景を踏まえ、最近の歯周病の実態等を踏まえた効果的な歯周病対策について、本ワーキンググループにおいて検討する。

2. 検討課題

- 歯周病に関する現状について
(疾患の現状、対策の現状等)
- 効果的な予防対策について
- 歯周病対策に係る指標・目標値について
- 歯周病に係る健康格差について
- 歯科健診等のあり方について
- 全身疾患と歯周病の関係について

3. 構成員

- (1) 別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 構成員のうち一人を座長として互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4. 運営等

- (1) 検討結果をとりまとめ、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会に報告する。
- (2) 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、公開により個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は非公開とすることができる。非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (3) 会議資料及び議事録については、後日ウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 本ワーキンググループの運営等に関するその他の事項については、座長と相談して決定することができる。
- (5) 本ワーキンググループは、医政局長が主催し、その庶務は医政局歯科保健課で行う。

歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ構成員

氏名	所属	役職
かみむら ゆうこ 神村 裕子	公益社団法人 日本医師会	常任理事
やまもと ひでき 山本 秀樹	公益社団法人 日本歯科医師会	常務理事
しげ みのる 茂木 美保	公益社団法人 日本歯科衛生士会	副会長
なるせ けいこ 成瀬 桂子	一般社団法人 日本糖尿病学会	学術評議員
おがた よりまさ 小方 頼昌	特定非営利活動法人 日本歯周病学会	理事長
もりた まなぶ 森田 学	一般社団法人 日本口腔衛生学会	副理事長
けもり みえこ 家守 己恵子	岡山県倉敷市保健所 健康づくり課	主幹
ふくだ ひでき 福田 英輝	国立保健医療科学院	統括研究官
ばば じゅんこ 馬場 順子	全国保健師長会	常任理事
ひらた かえり 平田 佳永	石川県健康福祉部健康推進課 健康づくり推進グループ	主幹